

# P2P サービスにおける著作権間接侵害について

## In direct infringement of copyright in P2P service

学籍番号：201121748

氏名：靳 曼村

Ma n Cun JIN

近年、情報技術（IT）分野において、現行法制度で対応しきれない著作権侵害もたびたび見らる。日本をはじめ、米国、欧州等、世界各国では、この現状に対し、独自のアプローチから知的財産法制度の充実に向けた努力がなされている。一方、中国では、デジタル著作権に関連する法制度は未だ十分に整備されておらず、また、国民の著作権侵害等に対する法意識も弱いと言える。特に、P2P 技術等の急速な発展により、中国では「BTChina 事件」や「Baidu 事件」などの著作権侵害事件が大きな論争を引き起こしている。

著作権間接侵害行為は、直接侵害を行わず、直接侵害に煽動・援助する行為であり、主として「中華人民共和国著作権法」、「情報ネットワーク伝達権保護条例」と「最高人民法院によるコンピューターネットワーク著作権に関わる紛争案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」により、規制されている。P2P 技術に基づくサービスによる著作権間接侵害は、P2P 技術の急速な発展、高速インターネット通信回線の普及に伴い、近年ますます増えている一方、関連法律の改正の立ち遅れと著作権間接侵害に対する国民意識の希薄により、現行の法制度では対応しきれない状況になっている。

本研究では、P2P 技術に基づくインターネットサービスの間接侵害の手法を調査し、世界各国の判例と法律や、中国における議論状況の検討を通じ、その違法性の有無を考察し、中国の現行法制度に対する適切な解決策を提案するとともに、P2P サービスの適法使用のための条件について検討するものである。

研究指導教員：松縄正登

副研究指導教員：石井夏生利